

# 災害時における電動車両等に関する協定書

(写)

令和 2 年 1 2 月 1 0 日

秋 田 県

三菱自動車工業株式会社

秋田三菱自動車販売株式会社

# 災害時における電動車両等に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）、秋田三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定める。加えて、甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く県民に周知し、その理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) その他自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等の貸与を必要とする場合（秋田県内の市町村から要請があった場合を含む。）は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請内容を連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた丙は、乙が貸与可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、甲に結果を連絡するものとする。

2 甲は、前項に規定する連絡を受けた後、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等の貸与が困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲にその旨を連絡するとともに、甲に対して報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 本協定に基づく電動車両等の貸与の対価については無償とする。ただし、貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、若しくは電動車両等に生じた損害については、その損害の責めに帰すべき事由のある者が補償責任を負うものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(自動車保険の取扱い)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へ

その旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

- 2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第 10 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第 11 条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、秋田県内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第 13 条第 3 項の規定により、乙に速やかに連絡する。

（電動車両等の管理）

第 12 条 甲は、第 4 条に定める引渡しから第 6 条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所及び使用状況の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第 13 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式 3）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

（電動車両等の情報提供）

第 14 条 乙及び丙は、甲から求められた場合、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

（平時の取組）

第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く

- 県民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。
- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 17 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和2年12月10日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県

秋田県知事

佐竹敬久

乙 秋田県秋田市川元開和町4番17号

秋田三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長

佐藤 功

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号

三菱自動車工業株式会社

執行役員

若林揚介

(様式 1 号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与要請書

秋田三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長 佐藤 功 様

秋田県知事

秋田県、秋田三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社が締結した協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、次の通り要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 時 分
貸与を要請する理由	
貸与を必要とする電動車両等の種類、規格及び数量	種類 規格 数量
貸与を必要とする場所	住所
貸与を必要とする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
その他必要な事項	

(写し送付先)

三菱自動車工業株式会社 管理本部

(様式 2 号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

秋田県知事 様

秋田三菱自動車販売株式会社  
代表取締役社長 佐藤 功

秋田県、秋田三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社が締結した協定第 4 条第 2 項の規定に基づき、次の通り報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
貸与した電動車両等の種類、規格及び数量	種類 規格 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
その他必要な事項	

(写し送付先)

三菱自動車工業株式会社 管理本部

(様式 3 号)

年 月 日

連絡責任者報告書

【相手方】 ○○○○

○○○○ ○ ○ ○ ○ 様

【当事者】 ○○○○

○○○○ ○ ○ ○ ○

秋田県、秋田三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社が締結した協定第 13 条の規定に基づき、次の通り報告します。

( 年 月 日現在)

第一順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第三順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	